



資料3-2

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 東京労働局提出資料

第17回トラック運送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会

東京労働局 労働基準部 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# トラック事業者及び発着荷主等に対する取組状況（東京労働局）

## 自主点検

### ① トラック事業者に対する自主点検

- ・ 東京労働局管内のトラック事業者に対する自主点検を通じ、トラック事業者を取り巻く現状と課題を把握。

## 取引慣行の改善に向けた取組

### ① 労働基準監督署による荷主への要請

- ・ 各労働基準監督署が、個別の荷主企業に対して、恒常的な荷待ち時間の削減等を要請。

### ② 労働局と関東運輸局による荷主への合同要請・周知

- ・ 東京労働局と関東運輸局が合同で、都内の荷主企業に対して、恒常的な荷待ち時間の削減等を要請。

### ③ 関係行政機関と連携した各種要請・周知

- ・ 東京労働局を含む首都圏労働局、関東運輸局及び関東経済産業局等が連名で、個別の荷主事業者9,533社（うち都内4,400社）に対して、恒常的な荷待ち時間の削減等を要請。

## トラック事業者への支援

### ① 人材確保支援

- ・ 都内8か所のハローワークに設置している「人材確保・就職支援コーナー」を中心として、求人コンサルティングやツアー型面接会等を実施。

### ② ベストプラクティス企業における取組事例の紹介

- ・ 全国21都道府県労働局長が訪問したベストプラクティス企業における取組事例を取りまとめ、東京労働局ホームページで紹介。

# 1

1. 自主点検
2. 取引慣行の改善に向けた取組
3. トラック事業者への支援



# 自主点検①

## ●対象企業等

令和6年度に引き続き、一般社団法人東京都トラック協会会員の事業場や、東京労働局において把握した同協会非会員の事業場、平成31年以降に自動車運送業の許可を取得した事業場に対して自主点検を実施し、**1,607**事業場から回答を得た。

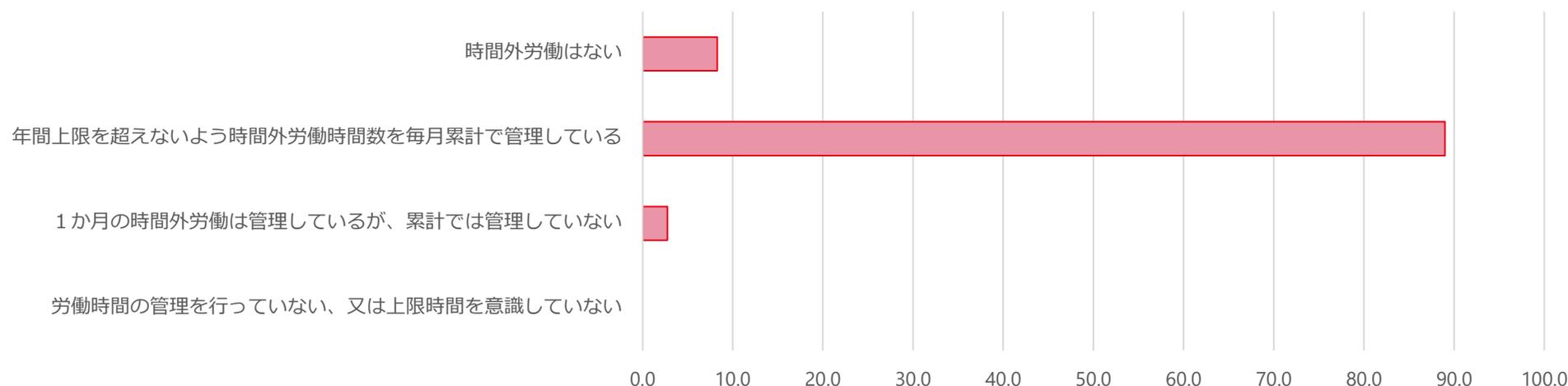
## ●実施時期

令和7年10月

## ●回答結果①（時間外労働の管理状況）

- ・ 回答した事業場の**89.0%**が、時間外労働の上限規制を超えないよう、時間外労働時間数を毎月累計で管理していると回答

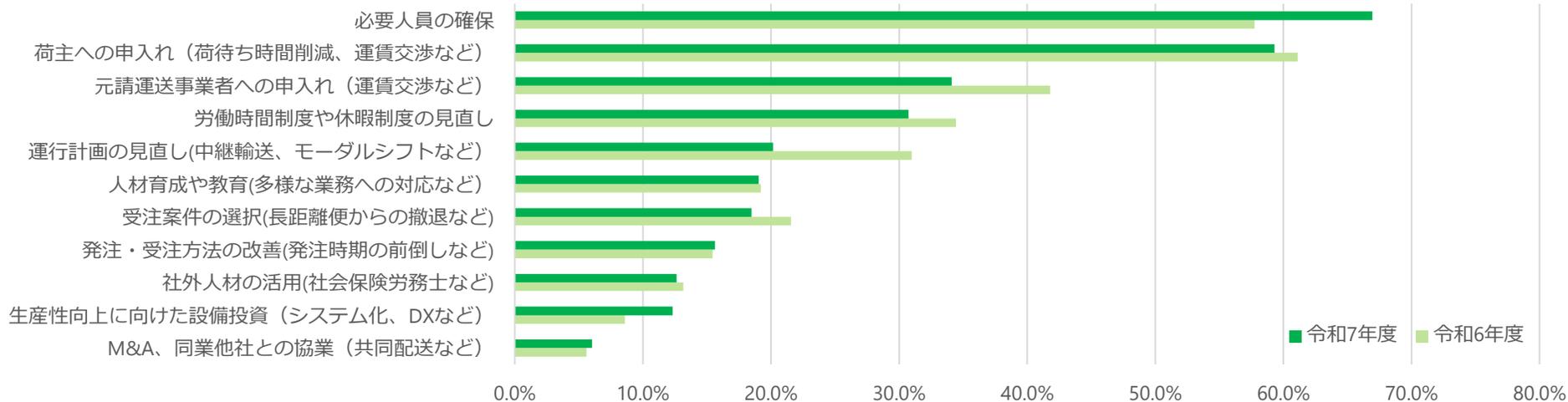
自主点検結果（時間外労働の管理状況）



## 自主点検②

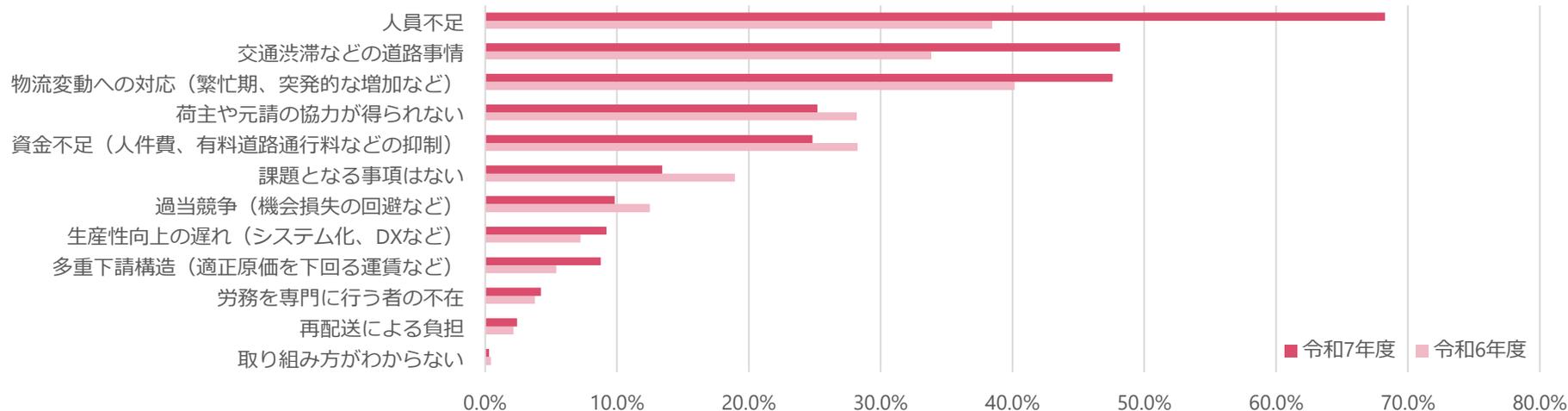
### ● 回答結果②（時間外労働削減のための取組）

※複数回答あり



### ● 回答結果③（上限規制対応にあたっての課題）

※複数回答あり



1. 自主点検
2. 取引慣行の改善に向けた取組
3. トラック事業者への支援



# 労働基準監督署による荷主への要請①

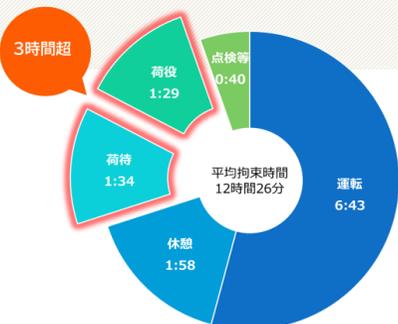
- 労働基準監督署では、本リーフレット等を活用し、荷主企業に対して長時間の荷待ちの削減に向けた取組を要請。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくしてはならないものです。

## トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

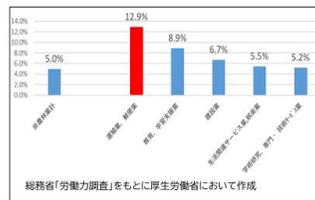
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼  
トラックポータルサイト  
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

## 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

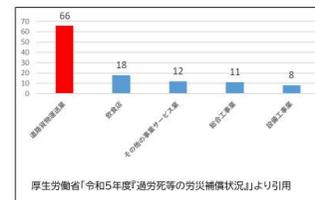
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※(R5年、上位業種)



総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

脳・心臓疾患の労災支給決定件数(R5年度、上位業種)



厚生労働省「令和5年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

## このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約のない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合(R6.6.30時点)



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

こうした状況を踏まると、**発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。**

# 労働基準監督署による荷主への要請②

- 本リーフレットでは、改正物流法や、標準的運賃についても併せて周知。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう」『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。**

パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。  
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 労働局と関東運輸局による荷主への合同要請・周知

- 労働局と関東運輸局が合同で、都内荷主企業に対して荷待ち時間の短縮等を要請。

## トラックGメン、目を光らす荷受け待ち トラック運転手を守る巡回活動

7/2(水) 22:05 配信 109



## 朝日新聞



東京労働局と関東運輸局が初めて、トラックドライバーの労働環境改善のために荷主企業にパトロールに訪れた=2025年7月2日、東京都江東区、宮川純一撮影

倉庫がひしめく埠頭（ふとう）に、トラックGメンらが現れた。目を光らせるのは……。トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、国は2日、運送業者を使う荷主企業を対象にパトロールを実施した。焦点に据えるのが、荷物の積み下ろしのために待機する「荷待ち」時間の削減だ。

【写真】東京労働局と関東運輸局が初めて、トラックドライバーの労働環境改善のために荷主企業にパトロールに訪れた=2025年7月2日、東京都江東区、宮川純一撮影

この日のパトロールは、東京労働局と関東運輸局が共同で実施。厚生労働省の労働基準監督官と、国土交通省のトラックGメンらが東京・有明の「東洋埠頭」の倉庫を訪れた。全国の製紙工場から集まった原紙を保管し、主に関東圏の印刷所などに運ぶ中継地点になっている。

社会問題化するドライバーの長時間労働の一因が「荷待ち」時間。訪問を受けた東洋埠頭では荷待ちを削減するシステムを昨年導入し、荷待ち時間の削減に取り組む。長野伸二所長は「朝に集中する荷下ろしを予約制にして、枠をみながら製紙会社に調整してもらっている」と話した。

朝日新聞社

荷待ち削減 関東運輸局と合同要請 有明埠頭の荷主へ 東京労働局

2025.07.10 【労働新聞 ニュース】



### ○ 上限規制違反既に発覚も

東京労働局（増田副部長）と関東運輸局（藤田礼子局長）は7月2日、トラック運転手の長時間労働抑制に向け、荷主企業への合同要請を実施した。荷主企業が集積する有明埠頭を訪れ、長時間の荷待ち削減に関する配慮を求めている。今年4月1日～6月20日に、同労働局が実施したトラック事業者への監督指導39件のうち、1事業場で時間外労働の上限規制違反を確認。「トラック運転手の労働環境改善には、荷主の協力が不可欠」（同労働局監督課）として、今後も荷主企業へ積極的な働き掛けを行っていく。



運転手の労働環境を解説

同労働局による訪問要請は初めての取組み。東京都内には荷主企業が多いことから、同労働局が直接荷主への要請を行うことで、他の荷主への波及効果も狙う。

7月2日の合同要請では労働局から荷主特別対策チームの担当官が、運輸局からは長時間の荷待ち削減などの是正指導を行う「トラックGメン」が複数の荷主企業を訪問。1社目として、製紙工場で生産された原紙の中継拠点となっている東洋埠頭（第一倉庫（江東区）を訪れた（写真）。同労働局の担当官は「トラック事業者単体では（荷待ち時間を）短くしたくてもできない」ところもある。荷主企業の方々にもご協力をお願いしたい」と呼び掛けた。

要請を受けた同社は、荷待ち時間削減のために現在行っている取組みとして、入庫時のトラックバス予約システムを紹介。今後は入庫後に引取りに訪れるトラックに対しても、荷待ち削減の取組みを広める方針だ。

同労働局管内では今年4月1日～6月20日までに、39事業場のトラック事業者に対する監督指導を実施。13事業場で労働時間関連の違反を確認した。1事業場では、年間の時間外労働の上限規制に関する違反もみられている。「現時点では上限規制違反は1事業場に収まっているが、まだ安心はできない。荷主へのアプローチが必要」（同労働局監督課）としている。

荷主への積極的な働き掛けは今後も行っていく方針だ。同労働局監督課は、「この趣旨の取組みは継続していきたい。どのような形で行っていくかは、運輸局とも相談しながら検討していく」と話している。

# 関係行政機関と連携した各種周知・要請

- 首都圏 8 労働局、関東運輸局、関東経済産業局等との合同で、荷主に対して長時間の荷待ちの改善について要請。

荷主事業者(運送委託者) 御中

令和7年5月

国土交通省関東運輸局  
経済産業省関東経済産業局  
農林水産省関東農政局  
厚生労働省 東京・神奈川・千葉・埼玉・  
茨城・栃木・群馬・山梨労働局  
公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部企業取引課

トラック運送事業の労働環境改善に向けたご理解とご協力をお願い(要請)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、国民生活や経済活動に欠かすことのできない物流の基幹産業ですが、ドライバーの有効求人倍率が全産業平均の約2倍のまま推移するなど、担い手不足が深刻化しているところ、さらに昨年4月からいわゆる「物流の2024年問題」に直面しており、何も対策を講じなければ物流の停滞が生じかねない状況にあります。

物流の危機を回避し持続的に発展させていくためには、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの賃上げ及び長時間労働の削減を実現することが必要であり、そのためには賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境の整備及び長時間の荷待ちの改善が急務となっています。

昨年5月に公布された物流改正法では、適正な運賃を収受できる環境整備のため、運送契約締結時に、契約内容の書面化(契約条件の明確化)が義務付けられ、本年4月から施行されています。

また、本年5月には下請法の改正法が成立し、令和8年1月1日から施行される予定であり、適切な価格転嫁の実現に向けて、コスト上昇局面における価格据え置きへの対応、荷主・物流事業者間の取引への対応等が今後強化されることとなります。

これらの法改正を契機とし、これまでの商慣習の見直しを行っていただくとともに、下記について今一度ご留意いただき、持続可能な物流の実現に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

記

○「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載された発注者として採るべき行動/求められる行動を踏まえた対応を徹底いただき、トラック運送事業者から運賃交渉の申し出があった場合は積極的に応じていただくとともに、交渉資料として「標準的運賃」を用いて提示された価格は、合理的な根拠があるものとして尊重していただくこと。

○トラック運送事業者が提供する役務やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等)を明確化し、適正運賃収受を目的とした契約内容の書面化を徹底いただくこと。

○長時間の恒常的な荷待ちはトラックドライバーの長時間労働の要因となるため、長時間の荷待ちの改善についてご理解ご協力いただくこと。

《問い合わせ先》

- 国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 ☎045-211-7248 交通政策部環境・物流課 ☎045-211-7210
- 経済産業省関東経済産業局産業部適正取引推進課 ☎048-600-0325
- 農林水産省関東農政局経営・事業支援部食品企業課 ☎048-740-0145
- 厚生労働省各労働局労働基準部監督課  
☎東京：03-3512-1612、☎神奈川：045-211-7351、☎千葉：043-221-2304、☎埼玉：048-600-6204  
☎茨城：029-224-6214、☎栃木：028-634-9115、☎群馬：027-896-4735、☎山梨：055-225-2853
- 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 ☎03-3581-3373

<裏面もご覧ください>

## ○ 標準的運賃



トラック運送事業者が持続的に事業を行っていくために望ましい水準として、国が示している運賃です。こちらに制度の概要、関係通達等を掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html) (国土交通省 HP)

## ○ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



発注者・受注者が取るべき行動・求められる行動を12の行動指針としてとりまとめ、価格交渉において、発注者が根拠資料の提出を求める場合や受注者が示す根拠資料の例として「標準的運賃」が明記されています。(資料7ページ)

<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

(公正取引委員会 HP)

## ○ 下請法関係



発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、令和7年5月16日に下請法の改正法が成立しています。

改正法の概要等

[https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516\\_toritkiseisitsu.html](https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritkiseisitsu.html)

(公正取引委員会 HP)

## ○ 物流改正法関係



令和7年4月1日から施行されている物流改正法の規制措置(努力義務)や来年度施行される一定規模以上の特定事業者に対する措置(義務)等、詳しく解説しているポータルサイトです。

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/> (国土交通省 HP)



令和7年2月に開催した荷主向けオンライン説明会の動画です。

<https://www.youtube.com/watch?v=4H0H2hLGTU> (農林水産省 YouTube)



トラック運送事業者との運送契約締結時の書面交付の義務付け等、令和7年4月から施行されている新たな規制措置について説明資料等を掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn4\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html) (国土交通省 HP)

## ○ 労働基準法関係



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトです。荷主の皆様向けの各種情報や簡単自己診断等を掲載しています。

<https://driver-roudou-ikan.mhlw.go.jp/> (厚生労働省 HP)

# その他取引慣行の改善に向けた取組（リーフレットによる周知）

●事業主、荷主のみならず、国民の理解や社会的な機運の醸成のため、広く国民向けの広報を実施。

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススム!



2024年  
4月から  
建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始!

## みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

### 適正な 工期の設定を!

週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。



### 荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!

再配達への削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用をお願いいたします。



### 行程・ダイヤについて よく話し合いを!

停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。



### 受診は 診療時間内に!

医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。



詳しくは裏面をご覧ください →



暮らしを支える方々のためにも /  
みなさまへ大切なお願いです!

みなさまへお願い

### 建設業



抱える  
問題

工期が短いと、土日も働かなければならず、  
長時間労働につながります。

めいめいに  
できる  
こと

工事を受注・発注するときは、  
ゆとりをもった適正なスケジュールに。  
また、工事を受注・発注に当たっては適切な金額での契約を  
心がけてください。



### トラック ドライバー



抱える  
問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、  
長時間労働の原因となっています。

めいめいに  
できる  
こと

荷待ち・荷役作業時間削減のため、適切な日時指定、  
予約システムの導入、作業効率化などの工夫を。  
また、「標準的運賃」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の  
料金の見直しもお願いいたします。

### バス 運転者



抱える  
問題

運行スケジュールによっては、  
休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

めいめいに  
できる  
こと

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、  
行程やダイヤについてバス事業者とよく話し合いを。  
また、運転者が必要なときに休憩をとれるように  
SA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

### 医師



抱える  
問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、  
医師の負担につながります。

めいめいに  
できる  
こと

受診すべきか迷う場合には  
☎#7119(大人)または☎#8000(小児)へご相談ください。<sup>※</sup>  
また、ご家族の方も病状説明などは  
決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

※#7119/8000の実施状況は地域によって異なります。  
非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

### トラックドライバー

➤抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行  
あたり平均3時間程度と言われて  
おり、長時間労働の原因となっ  
ています。

➤わたしたちにできること

**荷待ち・荷役作業時間削減**のため、  
**適切な日時指定、予約システムの  
導入、作業効率化**などの工夫を。  
また、「**標準的運賃**」を参考に、  
運賃や、荷待ち、荷役作業の料金  
の見直しもお願いいたします。

# その他取引慣行の改善に向けた取組（インターネットサイトによる周知）

- 自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信。
- 労働基準監督署による荷主要請時にも活用。

荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に **物流情報局** を開設しました。



トトラックトップページ

いま、考えてみませんか？  
**物流を変える**  
**トラック運転者**  
のこど。

**新規OPEN!!**

物流情報局  
NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま (トラック運転者の皆さま) へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。

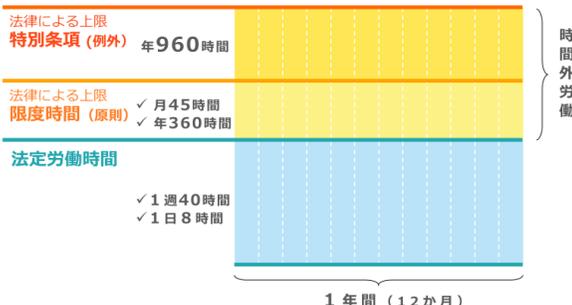


労働基準局広報キャラクター たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
  - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



## 改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について		2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原 則： <b>3,300時間以内</b> 例外（※1）： <b>3,400時間以内</b>	
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原 則： <b>284時間以内</b> 例外（※1）： <b>310時間以内</b> （年6か月まで）	
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： <b>継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。  
※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

## トラック運転者

令和6年4月 改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

## 解説動画

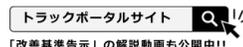
この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月 改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

（解説動画）



# その他取引慣行の改善に向けた取組（PR動画による周知）

- 国土交通省と連携し、働き方改革PR動画を通じ、荷主に対し荷待ち時間削減等の協力を呼びかけ。



厚生労働省PR動画「はたらきかたススム」トラックver.

## 動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説



標準的運賃も周知→

# その他取引慣行の改善に向けた取組（イベントによる周知）

- トラック協会主催のイベントに参加し、再配達削減を呼び掛けるウェットティッシュを配布。

## トラックフェスタTOKYO2025

令和7年9月14日（日） 代々木公園  
主催：東京都トラック協会 後援：東京労働局  
【概要】

トラック運転手がエッセンシャルワーカーとしてその果たす社会的役割を都民に周知することで、安全、安心な社会づくりに寄与することを目的とするもの。

トラック運転手の働き方が変わることにについて、ノベルティを配布し、広く国民に周知した。



1. 自主点検
2. 取引慣行の改善に向けた取組
3. トラック事業者への支援



# 人材確保支援

●都内8か所に設置した人材確保・就職支援コーナーにおいて、人手不足分野の求人者を積極的にサポート。

**人材募集はハローワークで!** 医療・福祉 建設 警備 運輸 分野

人手不足にお困りの事業主の皆さまへ

「応募が少ない…」 「もっと当社を知ってもらいたい…」  
こんなお悩みはございませんか?

ハローワークでは、求める人材の**早期採用**のために  
人材確保に効果のあるさまざまなサービスを行っています

ハローワークは国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関です

**まずはお話をお聞かせください**

**採用に向けて全力サポート!**  
**求人コンサルティングサービス**

希望賃金額や求職者数の推移等求職動向を提供!

オンラインで  
もっと便利に!  
マイページの登録・利用方法をお知らせ!

貴社の求人は、お仕事をお探しの方からどんなふうに見えるのか、求める人材と募集要件のバランスは適切か、応募が増えやすくなる求人票の書き方など、数多くの求人者を扱っているハローワークならではの視点でアドバイスします!

仕事内容・労働条件がしっかり伝わる求人票を作成して  
メリットや仕事の魅力をアピール!

事業所画像を登録して求職者にイメージ情報を提供!

ハローワークのサービスを徹底活用!

**マッチングイベントの開催**

見学会や面接会等のイベントは求職者の関心を集めやすく、採用率が比較的高くなります。求職者と直接話することができるので、ミスマッチの解消にも効果的です!

**雇用管理改善支援**

職場環境の改善や人事制度・賃金体系・研修制度等の雇用管理状況を見直し改善することで採用と定着の向上を目指します。  
雇用管理改善等コンサルタントが個別の相談に応じます! (1回2時間 3回まで)

ハローワークのサービスは**すべて無料**です!

ハローワークのサービスを利用した事業所からは  
**こんな声**をいただいています!

採用できたことよりも、イベントの機会をもらったことが一番だと思っています。実際に求職者の方とやりとりできるということはとても大切なことですし、今後の展開にも活かしていきたいと考えています。こういう説明会を開くことで会社の認知度も高まっていくと感じています。

ハローワークの企画・提案で事業所内で会社説明・面接会を開催した事業所

東京労働局・都内ハローワーク

医療(看護)・福祉(介護、保育)分野や建設、警備、運輸等の仕事をお探しの皆様・求人募集をする事業主の皆様へ

## 人材確保・就職支援コーナー

都内ハローワークのうち8か所（渋谷・新宿・池袋・足立・墨田・木場・八王子・立川）に、人手不足が顕著である医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野等を対象とした、対象職種でお仕事をお探しの方や、従業員を募集している企業を支援するための専門窓口を設置しております。

### ■人材確保・就職支援コーナー設置一覧

ハローワーク	住所	電話番号
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03(3476)8608
新宿	〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル	03(5325)9593 部門コード45#
池袋	〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	03(3987)4367
足立	〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター	03(3870)8614
墨田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	03(5669)8609 部門コード49#
木場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	03(3643)8627
八王子	〒192-0904 八王子市市安町1-13-1	042(648)8612
立川	〒190-8609 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎	042(525)8629

※スマートフォンでご覧になる方は左右にスクロールしてください。

※求人のお申込みは事業所所在地を管轄するハローワークが担当いたします。

仕事を希望する方の相談は、同コーナーのほか、各ハローワークの職業相談コーナーもご利用いただけます。

※上記8所以外のハローワークでも医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野等に関する支援、各種セミナーや就職面接会を実施しております。詳しくは、下記イベント情報または各ハローワークにてご相談ください。

# ベストプラクティス企業における取組事例の紹介

●全国21都道府県労働局長が訪問したベストプラクティス企業における取組事例を取りまとめ、東京労働局ホームページで紹介。



東京労働局 > ニュース&トピックス > 報道発表資料 > 2024年度 > 貨物自動車運送業のベストプラクティス企業の取組事例集を作成しました

## 貨物自動車運送業のベストプラクティス企業の取組事例集を作成しました

令和6年11月19日に実施した「労働局長による道路貨物運送業のベストプラクティス企業との意見交換」に関連し、他の労働局で実施した意見交換の内容もまとめ、事例集にしました。

自動車運送者の働き方改革を進めていただくに当たり、ぜひ本事例集をご活用ください。



**ニュース&トピックス**

- 報道発表資料
- 2025年度
- 2024年度
- 2023年度
- トピックス
- イベント
- 労働局からのお知らせ
- 労働基準監督署からのお知らせ (監督署の一覧)
- ハローワークからのお知らせ

**関連リンク**

- 労働基準監督署
- ハローワーク
- ハローワークインターネットサービス
- 厚生労働省
- 東京労働局YouTube公式チャンネル
- 東京労働局公式X (旧Twitter)
- 東京都産業労働局公式ホームページ
- 電子申請 (e-GOVサイトへ)

● 貨物自動車運送業のベストプラクティス企業の取組事例集を作成しました

## 目次 (抜粋)

頁	都道府県	運送事業者	労働者数	荷主企業	取組の概要
1	東京	F-LINE株式会社	1748名	味の素株式会社 ハウス食品株式会社 カゴメ株式会社 株式会社日清製粉ウェルナ 日清オイリオグループ株式会社	①共同幹線輸送 (共同配送、中間リレー輸送、海上定期便による輸送、工場等における作業の効率化) ②配送・拠点政策 (納品エリアの近くに拠点を新設・増設、荷主各社が配送リードタイムの延長) ③製・配・販の製造化 (伝票等の標準化、事前出荷情報 (ASN) の提供、バース予約システムの活用)
5	北海道	株式会社オクタ物流	125名	株式会社セイコーフレッシュフーズ	①往復実車とモーダルシフトの実現 ②運行経路の見直し、運行管理者によるタイムマネジメント、休日の増加・年休取得の促進、点呼支障ロボット「ケビー」の導入 ③車両の設備改善、作業設備の設置、福利厚生の充実 ④バース予約システムの導入 ⑤荷積み・荷下ろし作業の効率化 (出庫から積庫までの流れを作る、台車の軽量・コンパクト化、台車を量での回収、荷積み場所の確保など)
9	福島	有限会社ハシコー梱包運輸	35名	東北旭紙業株式会社	①最新のデジタルタコグラフ・運行計画支援システムの導入による労働時間管理の見直し ②高速道路の使用 (取引先企業の協力による運賃の値上げ) ③取引先と連携したGPSによるトラックの現在地の共有
13	茨城	三共貨物自動車株式会社	350名	株式会社カスミ	①荷主の配送センターを中継拠点としたトラック運送業者による「共同配送」網の構築 ②軽自動車による配送導入、若手ドライバーの採用と育成 ③女性が働きやすい時間帯の勤務形態設定による女性ドライバーの積極的採用 ④障害のある労働者の積極的雇用
15	栃木	芳賀通運株式会社	365名	コマツ物流株式会社	①オンラインによるバース予約システムの導入 ②構内滞在時間をリアルタイムで把握し、滞在時間が長くなった場合に、荷主企業のサポート員がドライバーの作業を補助 ③構内運搬や荷造作業を荷主企業が実施 ④モーダルシフト (鉄道・内航) を関係企業と連携し拡大 ⑤工場内にトラックドライバー専用の休憩・休息所を設置 ⑥隣接する厚生棟での食堂利用やコンビニ利用を可能に

# ベストプラクティス企業における取組事例の紹介（抜粋）

●全国21都道府県労働局長が訪問したベストプラクティス企業における取組事例を取りまとめ、東京労働局ホームページで紹介。

**東京 F-LINE株式会社** / 味の素株式会社、ハウス食品株式会社、カゴメ株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、日清オイログループ株式会社

「F-LINE」は、平成27年2月、味の素(株)、ハウス食品グループ本社(株)、カゴメ(株)、(株)日清製粉ウェルナ、日清オイログループ(株)、(株)Mizkanの6社により、「競争は商品で、物流は共同で」の理念のもと、共同で物流環境の改善に取り組むプロジェクトとしてスタートしました。

その後、物流業界の慢性的な労働力不足や労働環境の改善をより進めるため、平成31年4月に荷主5社(味の素(株)、ハウス食品グループ本社(株)、カゴメ(株)、(株)日清製粉ウェルナ、日清オイログループ(株))の出資により法人化し、令和5年からは「F-LINEプロジェクト第二期」をスタートさせ、物流環境の改善と働き方改革の推進に取り組んでいます。

## 2 主な取組事例

### (1) 共同幹線輸送

#### ① 共同配送

1台のトラックに複数の荷主の商品を混載して配送を行うことにより1台当たりの積載率が向上し、その結果、1日に必要なトラックの台数が減少し、ドライバーの負担の軽減につながっています。

#### ② 中継リレー輸送

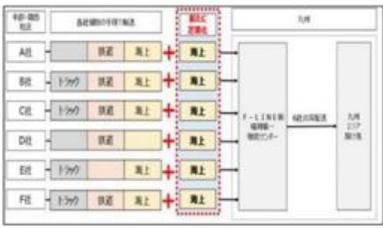
中継地点でドライバーが車両を交換（往路はA社の荷を輸送し、復路はB社の荷を輸送）することで、これまで1泊2日かかっていたところを日帰り運行が可能となり、宿泊の負担が減少とともに、ドライバーの退社時間が早くなり、プライベートの時間の増加にもつながっています。



#### ③ 海上定期便による輸送

関西～九州間について、6社共同で海上定期便を確保することで、トラックで輸送する距離を減らし、ドライバーの運転時間の削減につなげています。

また、ドライバーは船舶内で食事・睡眠がとれるため、身体的な負担の軽減にもつながっています。



**東京 F-LINE株式会社** / 味の素株式会社、ハウス食品株式会社、カゴメ株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、日清オイログループ株式会社

### ④ 工場等における作業の効率化

ドライバーの滞在時間が特に長かった工場・生産在庫拠点について、各社で課題を洗い出し、その解消に取り組んだ結果、ドライバーの滞在時間の短縮を実現しました（最大で180分→90分）。

- ・ バースやスペースの不足
- ・ 車両到着時間が不明確
- ・ 商品の段落として作業（積み替え）の発生
- ・ 事前作業の未実施
- ・ バラ積みアイテムの存在 等



- ・ 作業スペースの集約化
- ・ 入庫車両の管理（分散化・台数制限）
- ・ 段落として作業の解消
- ・ ドライバーに代わり附帯作業を行う作業員の配置
- ・ 効率的な事前作業の実施
- ・ バラ積みの廃止 等

### (2) 配送・拠点政策

納品エリアの近くに拠点を新設・増設することで、配送距離を短縮し、ドライバーの運転時間の短縮につなげました。

また、荷主各社が配送リードタイムの延長（納品日の日延べ）を宣言し、出荷情報が確定した後にトラックを手配することで、無駄なトラック手配を削減すべく、得意先に理解を求める等の取組も行っています。

### (3) 製・配・販の整流化

業界団体や得意先にも働きかけ、

- ・ メーカー ⇄ 中間流通・卸 ⇄ 小売 の全体で使用する伝票等の標準化
- ・ メーカー・中間流通から卸売店に対する、事前出荷情報（ASN）の提供
- ・ メーカー・中間流通の各工場や拠点を中心とした、バース予約システムの活用等によりドライバーの荷待ち時間の削減、検品等の附帯作業の削減に取り組んでいます。

### (4) その他

プロジェクトに参加している荷主以外の企業とも、共同輸送に取り組んでいます。

**従来**



**現在**



# ベストプラクティス企業における取組事例の紹介（抜粋）

●全国21都道府県労働局長が訪問したベストプラクティス企業における取組事例を取りまとめ、東京労働局ホームページで紹介。

## 福島

有限会社ハシコー梱包運輸／東北旭紙業株式会社

### ○ 東北旭紙業株式会社の取組

#### 1. 協力企業との連携や協力した取組

##### 取組1 荷積み・荷降ろし作業の改善

トラックドライバーの長時間労働を削減していくためには、着荷主の協力も必要であると考え、発荷主である我々から、着荷主に対して、荷降ろし作業の改善を要請しています。

荷をバラで積み降ろしすることになると、パレットで積み降ろしするよりも時間が掛かってしまいます。そのため、発荷主である我々のところでは、荷をパレットで積めるよう令和4年10月から改善し、着荷主にはパレット降ろしができるよう改善の要請を行っております。現在までの改善状況は以下のとおりです。

【以前】バラ積み・バラ降ろし	10割
↓	
【現在】パレット積み・バラ降ろし	8割
パレット積み・パレット降ろし	2割

着荷主の置き場等の問題があり、パレットで降ろせる得意先がまだ少ない状況となっていますが、荷降ろし場所が指定されていたものが納品場所で荷受けしてもらうなど、改善されつつあります。

##### 取組2 運賃の改定

2024年問題を受け、今後、ドライバーの確保など運送会社の厳しい状況が発生すると考え、令和4年9月に運賃の値上げを行い、運送会社様に今後も継続的に取引きしていただけるようにいたしました。



令和4年9月より運賃10%UP！！

写真は、意見交換の際、(有)ハシコー梱包運輸様(左側、深緑の制服)と東北旭紙業(株)様(右側、青の制服)と和やかに会話されている様子

##### 取組3 荷待ち時間の削減

東北旭紙業株式会社では、受注生産が主な受注体系となっているため、製品の出来上がり時間がまばらとなり、これによってトラックドライバーの荷待ちが発生してしまっていました。

そこで、得意先に対して受取りまで2日以上という取引条件を再度構築し、短納期注文による運送会社様への負担を減らしています。

また、運送会社様とGPSによるトラックの位置情報の共有を図ることにより、製品完成時間等を運送会社様に連絡することにより、荷待ち時間を減らしています。

##### 取組4 積込運の改善

今までは、雨、雪が降った時に積込みに使用できるスペースが大型車で3台分しかなかったため、順番待ちが発生していました。

令和6年4月、建屋を増築し、雨、雪が降っても問題なく積込みにできるように改善しました。大型車で同時に最大6台の積込みが可能となりました。



#### 2. 長時間労働削減、年次有給休暇取得促進

##### 取組1 長時間労働削減

長時間労働削減に向け、全社員対象に、残業時間を月42時間以内と定め、各所属長が管理を行っています。また、毎月の集計データを基に

## 福井

株式会社ミツノリ/サカイオーベックス株式会社 花堂工場

#### (2) 荷主会社(サカイオーベックス株式会社 花堂工場)

##### ア 作業場所の確保のための荷捌き場(倉庫)新設

運転手が運送会社が準備した別パレットに積み替えたり、固定するための作業スペースが十分でなかったため、荷捌き場を新設し、作業しやすいスペースを確保することで、混雑を緩和し、運転手の疲労軽減に協力した。

##### イ 積み込む荷の選出作業を荷主側で実施

運転手が行っていた荷の選出作業(ピッキング作業)を、荷主がグループ会社に発注して実施することとしたため、運転手による荷のピッキング作業が大幅に軽減された。

##### ウ 行先別に仕分けしてパレット上に保管

上記の荷のピッキング作業と合わせて、行先別に仕分けして荷捌き場まで運搬することも、荷主がグループ会社に発注して実施することとしたため、運送会社が自社のパレットに移し変える作業が大幅に軽減された。

##### エ 集荷時間が遅くならないように出荷日を調整

17時までに運送会社の集荷が終わるように、取引先と調整して、受注の翌日発送から、受注の翌々日発送に変えて、集荷待ちを発生させないようにした。



松本取締役工場長(写真左側から1人目)取り組み状況などの説明を受ける労働局長(同右側から1人目)及び運輸支局長(同2人目)



荷捌き場で松本取締役工場長(写真手前左)と寺嶋社長(同手前右)から改善点などの説明を受ける労働局長(同奥左)及び運輸支局長(同奥右2人目)



積み込み作業を見学して、運転手(写真左から2人目)に荷役作業について質問する労働局長(同1人目)と運輸支局長(同4人目)

#### 3 取組結果

荷主会社の荷捌き場(倉庫)建設とピッキング作業等のグループ会社への発注により、運送会社の積み込み作業時間が4時間から約3時間となり約25%削減され、荷下ろし時もパレット輸送に切り替えたことで、約1時間の短縮となった。